

42  
E  
1

昭和三十八年度  
竹島関係綴

疎外関係綴

竹島関係綴

広報文書課

昭和28年

第1種格納番号  
5340  
冊の内

大分類	42
小分類	E
簿番 冊号	1
冊数	1

明治三十九年七月十二日

隠岐島方土木係

西郷町  
竹島漁業合資会社代表社員  
中井 養三郎 殿

☆ 島根県地第二〇三四号

周吉郡西郷町  
竹島漁業合資会社  
代表社員

中井 養三郎

明治三十九年四月三十日 願官有地借用之件許可候条左項相心得受書差出スヘシ

明治三十九年七月二日 島根県知事 松永武吉

- 一 借貸借ノ存続期間ハ明治三十九年七月ヨリ明治四十四年六月マテトス
- 一 貸金ハ一々年ニ付金四円式於錢トシ毎年納入告知書ニヨリ納付スルモノトス
- 一 借貸借ノ存続期間ト虽巨公害ヲ生シ若クハ之ヲ免見スルトキ又ハ法律命令ノ施行ニ依リ又ハ公益上其他行政方ニ於テ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ許可ヲ解除スルコトアルヘシ

一 借借人ニ於テ植付ケ又ハ播種ノ爲メ生シタル樹木ハ無償ニテ官有トナスモノトス

一 土地使用ノ爲メ他ニ障害ヲ加ヘ又ハ加ヘントスルコトアラハ借借人ノ費用ヲ以テ之ヲ除カシメ又ハ予防セシムルコトアルヘシ若シ之ヲ怠リタルトキハ行政方ニ於テ之ヲ施行シ其費用ハ借借人ヨリ坐收ス

一 第三項ノ解除ニヨリ借借人ニ於テ何等ノ損失アルモ行政方ハ其賠償ノ責ニ任セス又此場合ニ於テ該土地ニ現存スル借借人ノ物件ハ借借人ノ費用ヲ以テ行政方ノ指定シタル期限内ニ之ヲ除却シ原形ニ復スヘシ若シ期限内ニ除却セサルトキハ行政方ニ於テ之ヲ除却シ其費用ハ借借人ヨリ坐收ス

一 借貸借ノ終了又ハ借借人ノ都合ニヨリ借貸借ノ存続期間ニ該土地ヲ区遷スル時ハ前項後段ヲ適用ス

☆ 島根県水第三〇四六号

周吉郡西郷町 中井 養三郎 外武名

明治四十年六月二十八日付 願海野漁業ノ件許可シ鑑札一枚下付ス

明治四十年九月十日

島根県知事 松永武吉